

松崎町地域防災計画

風水害対策編

令和4年3月修正

松崎町防災会議

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 過去の顕著な災害.....	1
第2節 予想される災害と地域.....	4
第2章 災害予防計画.....	5
第1節 総則.....	5
第2節 河川災害予防計画.....	5
第3節 海岸保全災害防除計画.....	7
第4節 港湾漁港保全災害防除計画.....	8
第5節 高潮予防計画.....	8
第6節 道路、橋りょう災害防除計画.....	9
第7節 土砂災害防除計画.....	9
第8節 治山地災害防除計画.....	14
第9節 農林道災害防除計画.....	14
第10節 農地災害防除計画.....	14
第11節 倒木被害防除計画.....	15
第12節 避難情報の事前準備計画.....	15
第13節 避難誘導体制の整備計画.....	16
第14節 防災知識の普及計画.....	16
第15節 自主防災活動.....	17
第3章 災害応急対策計画.....	18
第1節 松崎町災害対策本部.....	18
第2節 情報の収集・伝達.....	19
第3節 広報活動.....	19
第4節 水防組織.....	19
第5節 水防に関する予警報.....	19
第6節 通信連絡.....	21
第7節 非常配備体制.....	21
第8節 水防区域の危険箇所.....	22
第9節 水防倉庫及び資材一覧表.....	22

IV 風水害対策編

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、松崎町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く。）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章 災害復旧計画によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、高潮予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、農林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	町災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

1 風水害

(1) 台風

県に大被害を与え主な台風経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

経 路	状 況
県下を南西方向から、北東進するもの	- この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 - ダイナ台風(1952/6/23(昭和27年))は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 - ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風(並みの強さ)においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	- この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 - 狩野川台風(1958/6/26(昭和33年)) (中型、並みの強さ)は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。

	・令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ・昭和34年8月14日の7号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8km/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

(2) 低気圧

- ア 低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。
- イ (1)の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。
- ウ (2)(3)の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。

経 路	状 況
(1)の例	・昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き波が高かった。 ・最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ・この風による波のため、松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2)の例	・昭和25年2月9日～10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hpaで静岡県を通過して関東へ去った。 ・9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。 ・このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。
(3)の例	・昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。 ・26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎23.3m/s、御前崎SSW19.8m/s、雨量は静岡125mm、稲取120mm、島田118mmが観測された。 ・このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜巻

- ア 竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。
- イ 竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。

3 地すべり等

- ア 地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多い。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

過去において、豪雨に河川の氾濫、道路の冠水、崩土、家屋の浸水等の災害が発生している。水害は、那賀川などの主要河川が直接原因となって起こるものは近年は発生しておらず、河川整備が進められているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。

災害は予期されない事態によって起こるものであり、耕作放棄地や手入れの行き届かない山林の増加、また流域の開発の進展による新たな災害も予想される。

近年は、全国的に局地的な豪雨が増加しており、ハード、ソフト両面からの対策が求められる。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

2 高潮・高波

「高潮・高波」については、太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、海岸線にわたって災害が予想される。

季節的には8～10月下旬にかけて台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内で砂防指定地が10箇所、地すべり防止区域が1箇所、急傾斜地崩壊危険区域が28箇所及び土砂災害警戒区域が221箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

これらの地域以外の山地及び斜面においても集中豪雨や地震等によって山崩れ等が起こりやすく、道路途絶等の被害が予想される。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

県及び町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県及び町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

町は、防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

県及び町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

県、町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

松崎町は天城山系を源に2級河川的那賀川と岩科川がほぼ並行に貫流し、市街地西端で両河川が合流し駿河湾に注いでいる。両河川とも河川改修は県の手で必要に応じて施工されるものの、未改修部分が多く、災害の危険性は多分にある。

また、永年にわたる土砂堆積により河口から中流部にかけての河床の変化がみられ、満潮時には流下排水に悪影響を及ぼす可能性がある。今後十分は調査研究により関係機関に働きかけ、対策を講ずる必要がある。

1 浸水想定区域の指定と周知

(1) 浸水想定区域の指定

現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫（はんらん：堤防が破堤し河川から流れ出ること）により被害を受けるもので、「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定が行われる。

町は県から浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該

浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

町は地域防災計画において、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 浸水想定区域の周知

町長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(3) 監視体制の整備

災害の発生に際し、人命・身体・財産に著しい被害を生じる恐れのある地域を事前に想定し、集中豪雨が発生又は河川水位が上昇したときは、浸水想定区域内住民への警報等の伝達及び巡視警戒が迅速に行える監視体制を構築する。

(4) 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

町は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

- ・地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- ・浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な

避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅延なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- ・町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅延なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

(5) 連携体制の構築

水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

市街地が海岸沿いに位置しており、また海岸沿いの集落があることから、地震、台風等による津波、高潮被害を受けることが予想されるため、県と協力し、これまでも防潮堤等の海岸保全施設の整備を図ってきた。

県の第4次地震被害想定によるレベル1の津波の想定水準に達していない防潮堤等もあるため、県と協力し、津波に対する方策として防潮堤の整備を図っていくとともに、水門の整備も

併せて行っていく。

第4節 港湾漁港保全災害防除計画

1 港湾

港湾は、地域経済社会の発展に大きく寄与する海の流通拠点として重要な役割を果たしている。

港湾施設の整備においては、港湾構造物設計震度基準に基づき、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤種別を考慮して建設している。

震災発生後の緊急物資及び人員の海上輸送を図るため、港湾において耐震岸壁とその関連施設の整備を図る。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者へ情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

2 漁港

漁港は、国民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚と流通の拠点として重要な役割を果たしている。

これらのなかで、震災発生後の緊急物資の輸送基地として活用するため、岩地・石部・雲見漁港を適正に維持管理し、必要に応じて改修等の施設整備を図る。

3 港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者

津波・高潮による船舶の流出防止に努める。

第5節 高潮予防計画

1 主旨

この計画は、高潮（高波）による災害を警戒し、これによる被害の軽減及び避難方法についての実施計画を定める。

2 警報の収集及び伝達

高潮及び波浪等の警報及び特別警報の収集及び伝達は、資料編（6-1）「警報・注意報発表

基準一覧表」によるものとする。

3 信号

本計画による信号は「水防信号及び標識」による。

4 避難指示の方法

大きな災害が予知される場合には、海岸に面する地域の住民に対して避難指示の広報を同時通報用無線及び信号（サイレン）等により、早急に指示するものとする。

第6節 道路、橋りょう災害防除計画

国・県道については、施設管理者による管理強化対策を働きかけ、災害の未然防止に努め、また、災害発生の場合は、早急に関係機関に連絡し、路線の確保のための措置を講ずる。

町・農・林道については、地形、交通量の変化、崩壊等による危険箇所を定期的に調査し、通行危険箇所の解消を図るものとする。また、避難路にかかる橋りょうについて順次耐震補強を行い、落橋防止対策を促進する。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第7節 土砂災害防除計画

1 本町の土砂災害対策

本町は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破碎帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が221箇所存在している。

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

土石流の発生する恐れのある溪流に対し、下田土木事務所と連携し砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、下田土木事務所が行う砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を支援する。

3 地すべり対策事業

地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所と連携し地すべり防止区域の指定を行い、地すべり発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、下田土木事務所が行う地下水の排除、地表水誘導等の地すべり防止施設の整備を支援する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所等と連携し急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、下田土木事務所が行う法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を支援する。

5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区分	内容
土砂災害警戒情報の提供と活用	・県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とし土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。 ・県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講ずるものとする。 ・町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 ・町長は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ・町は、インターネットで公表されるリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
土砂災害緊急情報の提供	・国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び次期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

6 土砂災害防止法の施行

区分	内容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	・ 県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生のおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
土砂災害特別警戒区域における規制等	・ 県は、土砂災害特別警戒区域において、特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 ・ 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
町地域防災計画	・ 町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・ 町防災会議は、町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の利用者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、松崎町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更した

	ときも同様とする。 また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ・町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
町民への周知	・町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒避難における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 ・県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。
避難指示等の解除	・町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

7 その他のソフト対策

区分	内容
土砂災害警戒区域等の周知	県は、インターネットによる土砂災害警戒警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	県と町は連携して「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第8節 治山地災害防除計画

1 治山事業

- (1) 山腹崩壊危険箇所の予防治山工事促進を図る。
- (2) 山林の伐採時における再植林などの指導を行う。

2 総合的な山地災害対策

町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

また、毎年度6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設を点検し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

3 河川改修

- (1) 山地における河川の水路工事、砂防えん堤工事を促進する。
- (2) 2級河川については、未改修区間の改修、局部改良工事の早期着手を県に要請する。
- (3) 準用河川及び普通河川については、護岸改修工事など、県補助事業と町単独事業により改修を進める。

第9節 農林道災害防除計画

農林道は、農林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められている。緊急時には迂回路としても利用される可能性があるが、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブや落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第10節 農地災害防除計画

農地防災については、災害が未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めているが、その計画並びに実施状況は次のとおりである。

1 ため池整備事業

- (1) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。
- (2) 防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

2 農地保全事業

那賀川、岩科川両河川流域の水田地帯は、常に冠水の危険性があり、今後、河川改修、排

水施設の整備等の対策が必要である。

第 11 節 倒木被害防除計画

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第 12 節 避難情報の事前準備計画

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

(4) 県は、町が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない

上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により、安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2)町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3)町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第13節 避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第14節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編第2章災害予防計画第7節防災知識の普及計画及び風水害対策編第2章災害予防計画第12節避難情報の事前準備計画2住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、町は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第 15 節 自主防災活動

（共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 11 節「自主防災組織の育成」及び第 12 節「事業所等の自主的な防災活動」に順ずる。）

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管下各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

第1節 松崎町災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。

必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。

1 編成

資料編（1-4）「松崎町災害対策本部運営要領」に定めるところによるものとする。

2 事務分掌

松崎町災害対策本部編成表による各班の事務分掌は、松崎町災害対策本部運営要領（昭和37年松崎町要領第1号）の定めるところによる。

3 運営

松崎町災害対策本部条例（昭和37年松崎町条例第24号）及び松崎町災害対策本部運営要領（昭和37年松崎町要領第1号）の定めるところによるものとし、総合調整及び所掌事務を迅速かつ的確に行うものとする。

4 設置基準

- （1）気象業務法に基づく注意報、警報又は特別警報が発せられ、町内に相当規模の災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
- （2）大規模な地震又は火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を要するとき。

5 配備基準

配備及び配備体制は、資料編（1-9）「松崎町防災配備基準」による。

6 設置場所

災害対策本部は、環境改善センター大会議室に置き、大災害により町役場が使用不能となるおそれがある場合は、町長の判断により他の施設へ移行する。

第2節 情報の収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 水防組織

1 松崎町水防本部

水防本部の組織に関し、必要な事項は松崎町水防計画によるものとする。ただし、松崎町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防本部の事務局は総務課に置く。

水防本部の組織、水防事務分掌は、松崎町水防計画による。

第5節 水防に関する予警報

1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

知事は、静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報を受領したときは、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

2 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

県は、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が通知された場合、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知する。

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)とは、氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、避難の目安となる水位である。

【氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域】

水系名	河川名	区 域	区域延長
那賀川	幹川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m

3 水位の観測及び雨量観測

下田土木事務所長（水防区長）は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により県水防本部長に報告するとともに、関係のある水防管理者等に通報するものとする。

【氾濫危険水位（特別警戒水位）設定河川の対象水位観測所】

水系名	観測所名	事務所名	位置	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
那賀川	伏倉橋	下田土木	河口から 2.03 km	0.70	1.70	1.80	1.90	2.63	左 7.5 右 7.8	左 4.0 右 3.7

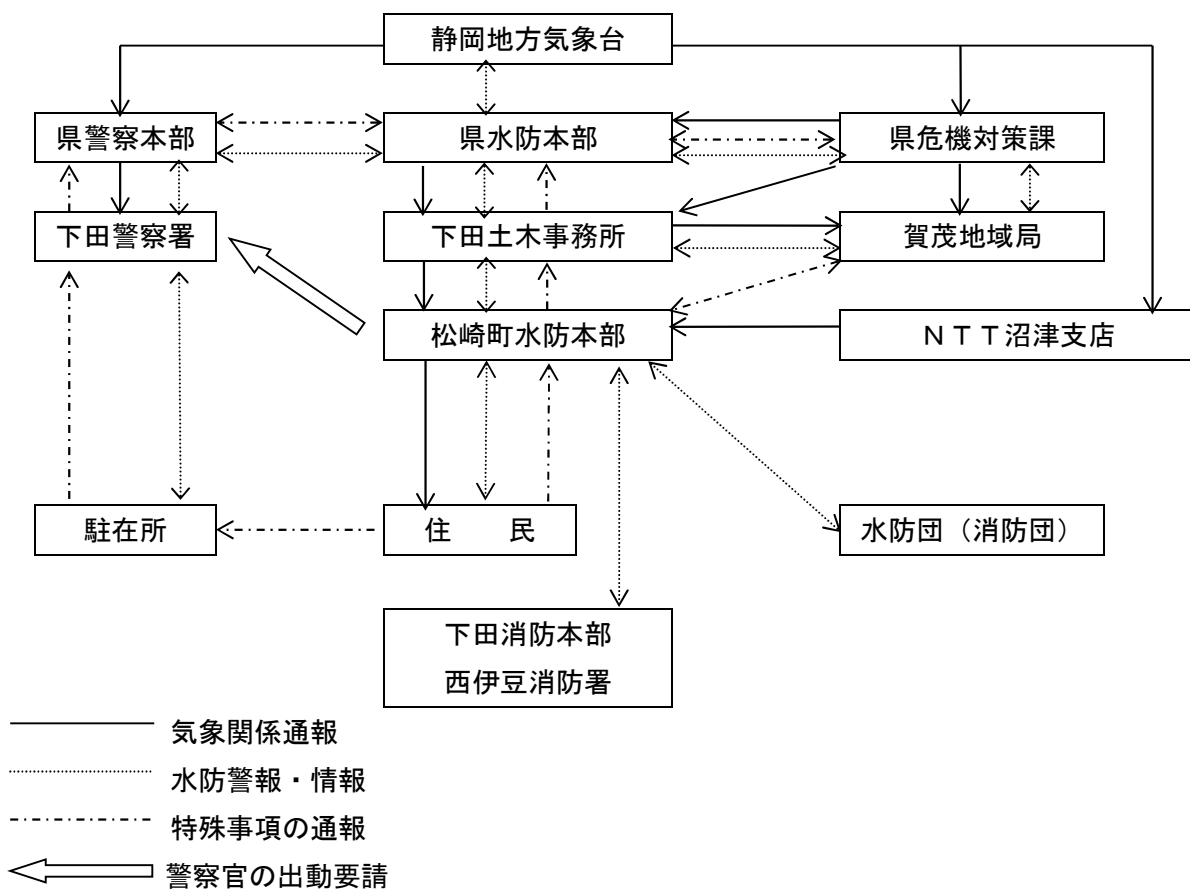
4 水防警報発表者

水防警報発表者は、次のとおりである。

観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
			発報担当者側	受報担当者側
伏倉橋	下田土木事務所長	松崎町長 （総務課）	電話：0558-24-2117 FAX：0558-24-2162	電話：0558-42-3963 FAX：0558-42-3183

第6節 通信連絡

水防に関する連絡系統は、次のとおりである。



第7節 非常配備体制

1 本部員の非常配備

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

2 水防団（消防団）に対する非常配備

水防管理者が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、水防管理者が自らの判断により必要と認める場合及び緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合とし、指示の内容は次のとおりとする。

（1）待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

○水防に関係ある気象の予報注意報、警報及び特別警報が発せられたとき。

(2) 準備

水防団（消防団）の団長以下役職者は、所定の場所に集合し、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣や、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。

準備の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

○河川の水位が警戒水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される
とき。

○気象状況等により高潮及び津波の危険が予知されるとき。

(3) 出動

水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

○河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。

○潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

3 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号（昭和 31 年 9 月 28 日県規則第 75 号）の規定に基づき次により行うものとする。

(1) 信号は、適當の時間継続する。

(2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

(3) 上記によるほか、伝令の呼称による通報を考慮すること。

(4) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

4 避難のための立退

堤防の破堤又は山崩れ等危険に瀕した場合には、水防管理者はすみやかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。

また、水防管理者は、立退き又は準備を指示した場合には警察署長にその旨通知するものとする。

第 8 節 水防区域の危険箇所

町の重要水防箇所は、水防計画書において示すものとする。

第 9 節 水防倉庫及び資材一覧表

水防倉庫及び備蓄している資機材の整備状況は、水防計画書において示すものとする。

（復旧・復興については、「共通対策編」第 4 章 災害復旧計画によるものとする。）